

生駒市学校感染症対策会議開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒市立学校の児童生徒等の感染症対策について、学校及び外部の視点からの意見又は助言を求めるため、生駒市学校感染症対策会議（以下「会議」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 感染症に関する関係機関との情報交換、協力及び対策に関する意見
- (2) 感染症に関する教育委員会及び学校に対する医学・医療の専門的助言

(参加者)

第3条 教育長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

- (1) 奈良県郡山保健所長
- (2) 感染症に関し専門的な知識を有する者
- (3) 学校医の代表
- (4) 学校長の代表
- (5) 養護教諭の代表
- (6) 市立幼稚園担当指導主事
- (7) その他教育長が必要と認める者

2 前項の場合において、教育長は、原則として、同一の者に継続して会議への参加を求めるものとする。ただし、やむを得ない事情により会議に参加できない場合は代理の者の参加を認めるものとする。

(会議)

第4条 会議の招集は教育長が行い、会議の進行は教育総務課が行うものとする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 会議の開催期間は、令和9年3月31日を目途とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育総務課において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

(生駒市学校結核対策会議要綱の廃止)

2 生駒市学校結核対策会議要綱は、廃止する。